

熊本市学校施設に関するバリアフリー整備方針

令和5年（2023年）3月29日

1 背景

本市では、平成31年（2019年）1月に策定した「熊本市学校施設長寿命化計画」において、各学校の状況や必要性に応じて、既存施設のバリアフリー化やトイレ整備を計画的に実施していくこととしている。

また、令和2年（2020年）には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び同法施行令の一部改正により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる「特別特定建築物」に公立の小中学校等（義務教育学校を含む。）が新たに位置付けられ、既存の当該建築物についても同基準への適合の努力義務が課せられた。（令和3年（2021年）4月1日施行）

これを踏まえて、令和2年（2020年）12月、文部科学省より、公立の小中学校等を対象とし、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標が示された。

そこで、本市においても、改めて小中学校におけるバリアフリー化の整備方針を定め、バリアフリースロープ等による段差の解消、エレベーター及びトイレ洋式化について、計画的かつ効果的に整備を推進していく。

2 整備方針及び整備手法

(1) バリアフリースロープについて

全ての小中学校について、校舎及び体育館にバリアフリースロープを整備する。

ア バリアフリースロープがない小中学校について、校舎又は体育館のいずれかにバリアフリースロープを整備する。

イ アの整備が進んだ後に、全ての小中学校について、校舎及び体育館のいずれにもバリアフリースロープを整備する。

ただし、建物出入口又は教室等若しくはアリーナ等が1階（避難階）にはないものについては、増改築時に整備するものとする。

ウ 要配慮児童生徒の入学等により緊急的な対応が必要となる場合には、上記によらず個別に整備を検討するものとする。

(2) スロープ等による段差の解消について

全ての小中学校について、スロープ等を整備することにより、校舎及び体育館の経路にある段差を解消する。

ア 門から校舎の建物出入口までのいずれかの経路について整備する。

イ 門から体育館の建物出入口までのいずれかの経路について整備する。

ウ アの建物出入口及びこの出入口階にある教室等までのいずれかの経路について整備する。

ただし、既存の校舎で建物出入口又は教室等が1階（避難階）にはないものについては、増改築時に整備するものとする。

エ イの建物出入口及びこの出入口階にあるアリーナ等までのいずれかの経路について整備する。

ただし、既存の体育館で建物出入口又はアリーナ等が1階（避難階）にはないものについては、増改築時に整備するものとする。

オ 既存建物におけるスロープ等の整備については、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や既製品による対応も含める。

(3) エレベーターについて

全ての小中学校について、原則として校舎にエレベーター1基を整備する。

ア 校舎の新築、増改築時にエレベーターを整備する。

イ 中学校の既存校舎にエレベーターを順次整備する。

ウ イの中学校区内におけるいずれかの小学校1校以上について、エレベーターを整備する。

エ イ及びウの整備が進んだ後に、イの中学校区内における他の小学校について、エレベーターを順次整備する。

オ イからエにより既存校舎に整備するものは、建物出入口が1階（避難階）にあり、かつ校舎内部及び校舎間の渡り廊下等に著しい段差がないなど、円滑な水平移動が可能な学校を主に対象とする。

カ イからエについては、エレベーター設置校ができるだけ市内の特定の区に偏在しないように順次整備をすすめるものとする。

キ 長期的な計画となるため、要配慮児童生徒の入学等により緊急的な対応が必要となる場合には、上記によらず個別に整備を検討するものとする。

(4) トイレ洋式化について

全ての小中学校について、トイレの大便器は原則として洋式便器を設置する。

ア 校舎、体育館その他学校施設においてトイレを新設する際には、大便器は全て洋式便器とする。

イ 既存の校舎トイレについて、和式便器を洋式便器へ順次計画的に改修する。

なお、児童生徒の利用頻度の高い、普通教室棟及び管理棟から整備する。

ウ バリアフリートイレの整備に際して、既存のトイレを改修する必要がある場合は、洋式便器を設置する。

エ イの整備が進んだ後に、体育館の既存トイレを順次改修する。

ただし、良好な学習環境を計画的に整備する以外の事由で対応が必要となる場合には、上記によらず改修するものとする。